



---

こども環境学会 2010 年度 総会資料

---

2010 年 4 月 24 日 (土) 午後 17 時 30 分より 18 時 30 分まで  
広島市まちづくり市民交流プラザ・マルチメディアスタジオ

議事予定

- 1 . 開会宣言
- 2 . 定足数の確認
- 3 . 会長あいさつ
- 4 . 2009 年度 (第 5 回) 学会賞 発表  
25 日 (日) 午後 14 時より受賞者講演会を行います
- 5 . 議案
  - 1 号議案 2009 年度事業報告
  - 2 号議案 2009 年度決算報告
  - 3 号議案 社団法人定款および会費改定について
  - 4 号議案 2010 年度役員就任について
  - 5 号議案 2010 年度事業計画
  - 6 号議案 2010 年度予算計画
- 6 . その他
- 7 . 閉会宣言

---

## 2009 年度（第 5 回）こども環境学会賞の発表

---

2010 年 3 月 1 日

こども環境学会 会長、デザイン賞選考委員長 仙田 満  
論文賞選考委員長 織田正昭  
活動賞選考委員長 小澤紀美子

2009 年 7 月より公募致しましたこども環境学会の学会賞につきましては、2009 年 11 月末までに論文賞 6 件、デザイン賞 8 件、活動賞 9 件、合計 23 件のご応募をいただきました。

選考委員による厳正な審査の結果、デザイン賞 2 件、デザイン奨励賞 3 件、活動賞 1 件、活動奨励賞 2 件、合計 8 件が選定されました。尚、論文・著作賞および論文・著作奨励賞は、該当がありませんでした。

受賞者および講評は以下の通りです。（応募者の 50 音順）

### こども環境論文・著作賞

論文・著作賞  
該当なし

論文・著作奨励賞  
該当なし

### こども環境デザイン賞

#### デザイン賞

原寛道、天野千尋、有賀弘樹、遠藤美奈子、大沼勇樹、和泉澤亜矢、イムアピン、佐々木和、松崎裕一郎、早野太朗：（千葉大学工学部デザイン学科）  
『地域あそび場拠点で活用するための移動式遊具のデザイン』

山下秀之、木村博幸、相楽治、江尻憲泰、上野裕治、佐藤晃、星野一、山下真理子、武井奈津美、桑野洋紀、廣田真治、石黒健一、青柳秀一、新保雅之、細貝清秀、本間政行：  
（長岡造形大学、長建設計事務所、グリーンシグマ、他）  
『長岡市子育ての駅千秋「てくてく」+千秋が原南公園+信濃川桜づつみ』

#### デザイン奨励賞

甲斐弘美：（つくし保育園）  
『新しい保育空間の提案～もうひとつのおうち～つくし保育園』

長谷川仁、和田安史、村井久美：(竹中工務店、TAK プロパティ)  
『百色の森(ももいろのもり) - 子どものための医療施設への試みー』

船木幸子、細矢仁：  
(フナキサチコケンチクセッケイジムシヨ・細矢仁建築設計事務所 設計共同体)  
『沖縄小児保健センター』

## こども環境活動賞

### 活動賞

宮崎栄樹：(木更津社会館保育園)  
『里山で子ども達が輝くー木更津社会館保育園』

### 活動奨励賞

上平泰博、竹内敏、山田由美子：(大田区子ども交流センター)  
『地域がつくったNPO児童館の活動 大田区子ども交流センター』

新田新一郎、松村弘美：(アトリエ自遊楽校)  
『アトリエ自遊楽校を拠点に子どもや地域の可能性を開く活動』

以上が受賞された方々ですが、選考に漏れた方々におかれましても受賞者に劣らないすぐれた学術活動や実践活動であることを申し添えますとともに、さらに一層の活躍を祈念いたします。また更に多くの会員の皆様が次回の学会賞に応募されますことを期待いたします。

\*\*\*\*\*

### 各賞の対象と審査委員

#### (1) こども環境論文・著作賞

近年中に完成し発表された研究論文および著作出版物であって、こども環境学の進歩に寄与する優れたもの。

選考委員：織田正昭(委員長、東京大学・国際保健/発達医科学)、飯島純夫(山梨大学医学部・公衆衛生/看護)、清水将之(関西国際大学・児童精神医学)、住田正樹(放送大学・発達社会学)、高橋勝(横浜国立大学・教育学)、寺本潔(玉川大学・社会科教育)、夏秋 英房(國學院大学・児童学)、福岡 孝純(帝京大学・スポーツ環境)、矢田努(愛知産業大学・建築)

#### (2) こども環境デザイン賞

近年中にデザインされた環境作品(建築・ランドスケープ・インテリア・遊具・家具・グラフィックその他)であり、こども環境学的見地からも高い水準が認められる独創的なもので、子どもの成育に資することが認められるすぐれた環境デザイン。

選考委員：仙田満(委員長、放送大学・環境建築学)、石井賢俊(NIDOインダストリアルデザイン・プロダクトデザイン)、千代章一郎(広島大学・建築史学)、松本直司(名古屋工業大学・建築学)、福岡孝純(帝京大学・スポーツ環境)

#### (3) こども環境活動賞

こども環境に寄与する、上記以外の活動(施設運営・行政施策・社会活動・その他)であって、近年中に完成した業績および継続的な活動によってその成果が認められた活動。

選考委員：小澤紀美子(委員長、東海大学・環境教育)、井上美智子(大阪大谷大学・幼児教育)、神谷明宏(聖徳大学・児童学)、岸裕司(学校と地域の融合教育研究会)、木村 歩美(幼児教育)、黒岩佐和子(児童支援活動)

## こども環境論文・著作賞

<総評>

第5回学会賞『論文著作賞』について、応募6点を9名の審査委員による慎重な査読審査と審査会での討論の結果、今年度は、本賞、奨励賞ともに該当なしということになった。

このところの応募傾向として、いわゆる学術性が高い原著論文が減り、代わって著書としての応募が増え、今年度の応募はすべて著書の形での応募であった。審査会では、論文と著書とを同一範疇で審査するにはかなり無理があるのではないかとの意見もあり、今後の検討課題となった。本分野の顕彰対象は、学術・研究レベルが、当学会の趣旨に鑑みて高いと評価されるものであり、応募作品の相対的評価というよりも学会賞としてふさわしいレベルを維持するという立場から、審査委員の合意により最終決定されたものである。個々の応募作品についてのコメントは省略するが、応募作品の中にはかなり完成度の高い大作も見られた。ただ既にコマーシャルレベルで同様な分野の出版物がかなりあることから、学術的にどこに新しさ、独自性を求めたらよいか、これが明確に見えないものについては受賞対象としてはずれた。また同様に、特定領域から見れば非常に優れた著書であっても、こども環境という視点が見えにくいものは受賞になじまないということから受賞対象から除かれ、結果的に上述のとおり、今年度受賞作無しということになった。いわゆる大作ということにこだわることなく、小さな研究であっても、こども環境をキーワードとした独創性がある論文の応募を期待したい。

(織田 正昭)

**論文・著作賞 、 奨励賞**  
**共に該当者なし**

## こども環境デザイン賞

<総評>

こども環境学会デザイン賞は子どもの視点に立つ建築、造園、遊具、プロダクト、絵本、グラフィックス等さまざまなデザイン領域の総合的な評価より優秀なるデザイン作品を表彰するものである。第5回である本年度は8点の応募であった。子どもの想像力を育むアートデザインから、遊びを創出する遊具、子どもの視点に立った保育園、保健施設、子育て支援施設、医院など多様なデザインが応募された。

第1段階の審査で現地審査作品6点を選定し、担当の審査員が現地審査やヒアリングを行い、最終的に本年のデザイン賞として2点と奨励賞3点を決定した。

本年もデザインレベルが高く、少数激戦となったが、良い作品を表彰することができたと思われる。こども環境学会デザイン賞は建築、ID、造園、スポーツ科学、子ども文化等、専門領域の異なる審査員による多様な評価のもとに決められた。その点で受賞作品は多面的な高い評価が得られた作品といえる。受賞者の今後のますますの活躍を期待したい。またすべての応募者のご努力に感謝し、再び本賞に挑戦していただきますようお願いしたい。

(仙田満)

### こども環境デザイン賞

**原寛道、天野千尋、有賀弘樹、遠藤美奈子、大沼勇樹、和泉澤亜矢、イムアピン、佐々木和、松崎裕一郎、早野太朗**:(千葉大学工学部デザイン学科)

#### 『地域あそび場拠点で活用するための移動式遊具のデザイン』

自主保育サークルに参加した子どもたちが遊ぶためのコミュニティ遊具である。ここでは子どもの数に近い親の目と手があるが、この遊具の独自性はそのことに基軸を置いたことにある。親の中から自然発生的にプレイリーダーたちが現れて子どもの動きを見て梯子を置き換えたりしながら運動動作の安全性を保っている。遊具の可変部分はその母親たちが運べて組み換えられる寸法と重量と構造としてバランス良くデザインされている。このような使用状況で6ヶ月間使用してきて事故は発生していない。子どもたちが全力を出し切って遊べる運動遊具ではないが、子ども同士のやりとりと自己表現が活発になされていた。デザイン学部の教員1名、学生9名が保育現場に入って調

査、遊具の試作、遊びのテスト、改良という実証的なデザイン工程により自主保育サークルという社会的ニーズに対応した遊具形式を発想して提案したことを高く評価したい。

(石井賢俊)

## こども環境デザイン賞

山下秀之、木村博幸、相楽治、江尻憲泰、上野裕治、佐藤晃、星野一、山下真理子、武井奈津美、桑野洋紀、廣田真治、石黒健一、青柳秀一、新保雅之、細貝清秀、本間政行：(長岡造形大学、長建設計事務所、グリーンシグマ、他)

### 『長岡市子育ての駅千秋「てくてく」+千秋が原南公園+信濃川桜づつみ』

長岡のどんよりとした冬の空、厚く積もった雪。その境界に、白い円形の壁が水平に現れる。全体が同じような白さであるが、建物の壁面は1階のガラスの開口の上に浮かんで見え、色彩の少ない冬景色の中で、しっかりとその存在感を示している。余分な形をまもっていない、美しい建物だ。

を順につなげた平面形態。内部は、が子どもの遊びの空間、が大人の交流の空間、が遊具を具えた運動の空間。それぞれは水平に開かれた大きなガラス面を通して外の公園へ連続している。互いの平面も、ガラス越しに見通せて、程よい独立性をもっている。内部空間は、白を基調に、用途により黄色と若草色が用いられている。

サインもかわいらしい。「てくてく」と子どもの足形が、天井の要所に貼られている。そういえば、敷地の入口にも足形のあいらしい案内標識が設けられていた。

公園は、雪面の起伏と、除雪された遊歩道が見えるだけだが、一面の芝生の中には、市民のアイデアをいかした「えんえん」と名づけられた円形の遊び場がいくつも配置されているとのこと。

桜が連続して植えられた遊歩道は、クロソイド曲線を描き、信濃川の桜づつみへと連続している。地域の人々を誘い込み、地域への広がりをおこの曲線と並木により表現している。

公園に構造物を建築するというタブーを、長岡市当局や住民との協力の下に乗り越えて、建設された。子どもたちや地域の人々がまるで駅のように集まってくる、そんなコンセプトがうまく実現した、雪国にふさわしい建物である。

(松本直司)

## デザイン奨励賞

甲斐弘美、：(つくし保育園)

### 『新しい保育空間の提案～もうひとつのおうち～つくし保育園』

古くなった鉄骨造の保育園の改修である。新しく赴任した園長さんを中心に、5年をかけて段階的に完成させたとのこと。

トイレが円形平面で、明るく開放的なのが特徴的。タイル貼りの手洗場の縁が、子供がお腹を当てながら使えるようにカーブしている。最も外側の円形の内壁には、タオル掛けがうまくアレンジされている。このトイレを囲む形で、開放的な保育室となっている。低い移動式の物入れにより区切られ、その上にもものを置いて利用している。この物入れは、窓際に長く高くなった床の下に収納される。この床の両端には階段があり、子どもたちが上り降りする様が想像される。改修前は床暖房であったが、子どものアレルギーに配慮してパネルヒーティングに変更した。床を檜貼りにし、大きなけがはしなくなったとのこと。

園庭は、運動場とはせずに、共同作業で木や花を植える場としている。

保育師さんたちにとっては、園内外の掃除や手入れに手間がかかるが、年長さんに手伝ってもらうとのこと。これも保育・教育の一環。小さな頃からきれいに生活するための規律はしっかりしている。おかげで、今では子どもたちも汚さなくなった。

日常の中で気づいたことを、段階的に改善して空間をつくっている。園長さん達の美意識が、空間やその道具だて、園内の置物や飾りなど随所に見られる。ドアの取っ手に自然木を使ったり、窓代に古木を用いたりするあたりなど、友人のデザイナーとのコラボレーションも各所にみられる。

(松本直司)

## デザイン奨励賞

長谷川仁、和田安史、村井久美：(竹中工務店、TAK プロパティ)

### 『百色の森（ももいろのもり） - 子どものための医療施設への試みー』

小児科医院と妊婦のケアを目的とする施設の空間を演出した鳥のオブジェと壁画の森である。さまざまな理由で医院を訪れる子どもたちの不安を一緒に担おうとするかのような異なった個性をもつ鳥のオブジェたちが点在している。

人はそれぞれ個性的に生きるのだから、さまざまな病気をもって前向きに生きることも立派な生き方である。ここの鳥たちはそのような応援歌を優しく子どもたちに投げかけているようにみえる。各オブジェのデザインはマスコミのキャラクターとは一線を画した、子どもの感性に問いかけるような手作りのぬくもり感をもっている。受診した子どもたちが持ち帰れる鳥たちの小さな絵本も用意されている。アートプロデューサーが提唱したノーマライゼーションの理念をデザイナーが建築家とのチームワークで作り上げた優しい想いが伝わってくる。

(石井賢俊)

## デザイン奨励賞

船木幸子、細矢仁：

(フナキサチコケンチクセッケイジムシヨ・細矢仁建築設計事務所 設計共同体)

### 『沖縄小児保健センター』

沖縄の風土が育むこども環境とはどのようなものだろうか。

沖縄県小児保健協会の活動の場としてデザインされたこの施設は、基本的には近代建築のポカブラリーに基づいて設計され、あからさまに沖縄的なモチーフを採用しているわけではない。しかしながら、ピロティ、軒下、ベランダなど沖縄の気候風土と調和した半野外空間が多様にデザインされている。全国公募のコンペを経て、施主と建築家が協働して設計されたことも、子どもの健康に関わる人々の開かれた活動を支援する上で重要なプロセスであろう。

外観は、白に近いグレーで花びら模様があしらわれ、人型サインが随所に配されて、親しみやすい動線とし、建築物とサインとの新しい関係を創り出している。また内部も円形のヴォイドとガラス壁によって、「学び」「遊び」「支援」の空間が等価に配されて、開かれた活動を演出している。床材やトイレの仕上げなどのディテールにも、子どもの行動への十分な配慮がみられる。

たしかに、現在は子ども医療従事者の研修センター的な用途が主で、診療室や遊ぶゾーンが今後どのように用いられていくのかは未知数である。実際、診療室はやや詰め込まれた配置計画で、ピロティ下のエントランスホールも駐車スペースと連続しているために、背後の緑空間との関連が希薄である。しかしながら、東京を拠点とする建築家たちがはじめて向き合った沖縄という気候風土に対する真摯なデザイン解答は、今後地域固有のこども環境を考える上で、一つの新しい提案として評価したい。

(千代章一郎)

## こども環境活動賞

<総評>

本部門は、子どものための環境づくりにかかわる研究論文の分野並びに子どものための諸施設のデザインの分野以外の、子どものための諸実践や諸活動を広く対象としている。今年度は9団体からの応募がありました。審査会議で応募書類を丁寧に読ませていただき、三段階評定で評価点を付し、その結果について議論を重ね、公正かつ慎重に審査しました。

今回の応募の内容は、学校ボランティアの活動、廃校でNPOが設立した児童館の活動、冒険遊び場の設立活動、高校生のドイツに学ぶ地球市民教育活動、アートを広くとらえ子どもと大人が自遊にかかわりを通して生活の豊かさを引き出す活動、絵本を通して親子がつながる活動、里山まで広げ子どもの発達と可能性を引き出している保育活動、母親の視点からの小さな公園の子ども遊び環境の情報発信活動、

着眼点がユニークな障害者ミュージカルなど、多彩な活動である。また応募団体も地域の活動、個人のサークルの活動、NPO法人の活動などがあり、多彩な活動形態で、こども環境学会活動の広がりを示している。今回、応募された9団体の活動は受賞に値する活動が多かったが、活動賞2団体、活動奨励賞1団体を選考した。惜しくも今回選考に漏れた団体、個人、グループは、次回以降にも応募していただければ受賞の機会はあるので、継続して活動を続け、応募していただきたい。受賞された団体、活動の選定理由については各団体への講評を参照していただきたい。

(小澤紀美子)

## こども環境活動賞

宮崎栄樹:(木更津社会館保育園)

### 『里山で子ども達が輝くー木更津社会館保育園』

昨今、子どもの「こころ」と「からだ」の歪みがクローズアップされている。しかし、そうした現象に対する処方箋が明快にあるわけではない。ルソーが「エミール」で述べているように、自然環境の中での体験は子どもの成長と発達においてとても大切である。子どもは人や自然に触れ、かかわりながら遊び、「生きる力」を獲得していくのである。

木更津社会館保育園は1938年創立の私立認可保育園である。この園では、保育活動が1999年から5歳児クラスの園児たちが年間約60日間、片道3キロの近郊の里山と古民家の分園、つまり「森」の分園」ともいうべき場で実践されている。この里山保育では、50年前の農家の子どものような60日間を過ごし、たくましく育っていくのであるが、子どもはただ単に里山で遊ばせておけば育つのではない。本園では「子どもが何かを自分の力で追求していくためには、大人は見守る。大人が全てを段取りし、誘導指導し、完成させてはいけない。それは教育ではない。9歳までの教育とは、未完成な子どもたちを自発的に生きさせること」という教育方針が貫かれている。里山保育の場には塀がない。0歳児から4歳までの育ちの過程で「子どもの基礎体力」を育てているからできる里山保育である。たくさんの散歩、裸での泥遊び・水遊び、たき火、包丁の使用など現代の子どもから遠ざけられた危険を伴う自由遊びを通して仲間を思う気持ちや連帯感やでこぼこ園庭での危険予知能力、状況判断力が育てられている。保育園全体では一人ひとりの子どもが主役であるが、里山保育で重要な役割を担っているのが、自然の案内人の一人の男性である。保育士さんとともに「抵抗的課題」や「言葉かけ」など状況に応じた緻密な「企て」や「配慮」によって「生きる力」の育成や里山で守るべき掟を学ばせている。また子どもたちの他者信頼と安心感に裏付けられた内発的な自己発揮力を持ち始める2歳前後から意識的に「じらす・ずらす」の保育方法で「その気にさせていく」。さらに「天狗」やストーリー性のある運動会など、遊び心にあふれた保育の豊かさは、子どもたちだけでなく保護者をも魅了し、子どもとともに保護者も成長していく。この里山保育の教育方針は「里山っ子が行く！-木更津社会館保育園の挑戦-」(斉藤道子文:農文協)に記述されているが、この方針は卒園者や小学生が通う土曜学校に引き継がれている。

こうした「子どもの心と身体の成長」に何が重要か、大人の責任とは何か、その「問い」をなげかける貴重な本実践はこども環境学会活動賞にふさわしいものと評価された。

(小澤紀美子)

## こども環境活動奨励賞

上平泰博、竹内敏、山田由美子:(大田区子ども交流センター)

### 『地域がつくったNPO児童館の活動 大田区子ども交流センター』

行政機関のさまざまな分野で、民間主導の重要性と、行政のスリム化が叫ばれている中、東京を始めとする各都市で児童館・学童保育の公設民営化もすすめられている。しかし、それは民間と行政との対等なパートナーシップに育っていないケースも数多く見受けられる。その原因は、従来の地域社会がその機能を失い、地域で子どもを育てる文化が低下していることに気づかず、単に権限だけを委譲したことに原因があると考えられる。

一方、このような現状に一番先に気づいていたのは、子どもをキーワードとしたコミュニティワークをすすめる唯一の専門職として、毎日子どもたちやその保護者と触れ合っている児童館・学童保育の職員である。しかし、行政の一職員であった彼らはその職業の枠にはめられることで、これらの問題を打破することができずにいた。

そのジレンマを解消し、公設民営の利点を活かした実践がここに登場した。児童館・学童保育の枠組みを越えた本当の意味での市民と行政の“協働”によるコミュニティセンターとしての「子ども交流センター」の誕生である。確かに廃校を活用し、一般の児童館の平均施設面積の3倍という恵まれた条件を得ているものの、逆にこの広い施設を支える人的資源・社会資源の確保に大きな力を注いでいることが、この事業の特色となっている。従来この種の子どもの施設の活動といえば、子どもだけの居場所と考えられ、大人は立ち入り禁止、催しものも施設内に限り、野外なんてもつての他とされてきた実践にも手を伸ばし、そのためのサポーターを確保しながら、今も活動の拡大と充実を図っている。そのプロセスを示した『「廃校」に地域力がはじけるとき』（萌文社）に示された開館へのプロセスこそ、同様の歩みを進める各地の同様の組織・施設の職員の道しるべが示されており、現在展開している活動の1つ1つが目指すべきモデルといえる。このような施設が日本各地に展開されていくとすれば、子どもたちの未来も明るくなると思わずにはいられない。そんな実践事例をここでは数多く見出すことができる。

（神谷明宏）

## こども環境活動奨励賞

新田新一郎、松村弘美：(アトリエ自遊楽校)

### 『アトリエ自遊楽校を拠点に子どもや地域の可能性を開く活動』

宮城県仙台市の「アトリエ自遊楽校」を拠点に行われている2-12才の子どもを対象とした体験活動である。開始は1997年で、既に10年を超える実績がある。「アトリエ」という名前の通り芸術が鍵になっているが、それだけではない。様々な活動が仕組まれ、その中で子どもは時には真剣に学び、そして、自主的に楽しく遊ぶ。たとえば、目の前で本物のカツオをさばく大人の腕に驚嘆し、味わう。あるときは、サンマを七輪で焼き、食べ、絵になる。プロの画家や音楽家の仕事を間近に見て感動し、その専門性に敬意をもち、その上で自分なりの表現を生み出していく。そうした経験の蓄積が豊かな表現を生み出していくのである。頭を素通りする経験に基づく表現ではなく、身体全体を通り抜けた表現を目指している。そもそも人間とは表現を生み出す存在であり、表現は生活のすべてと関わるものである。ものに手を加え、形を変え、自分を表現していくことは人間が本来持つ力であり、それが文化の基盤となっている。そして、この活動は一部の大人と子どもという狭い枠に留まらず、様々な大人を少しずつ取り込み、それこそ「自遊に」いろいろな大人・いろいろな場とのかかわりに拡大している。街の中に血のつながりのない子どもと大人の間に「顔見知り」が増え、結果として子どもの経験と大人の生活を豊かにしている。

（井上美智子）



# 1号議案

## 2009年度事業報告

2010年4月  
こども環境学会事務局

2009年度（2009年4月1日より、2010年3月31日まで）に以下のような活動を実施しました。

### 1. 2009年大会(千葉) こどものちから

2009年4月23日(木)～26日(日)千葉市きぼーる(千葉県千葉市中央区)

実行委員長:木下勇(千葉大学)

参加者数:約1,500人(4日間の延べ人数、子どもを含む)

プレ大会(4月23～24日)参加者数:290人

大会(4月25～26日)参加者数:710名

子どもの参加者数:約500名

#### 【4月23日(木)】【プレ大会】

ユニセフ子どもに優しいまち&ユネスコ青少年のための都市環境・アジア・パシフィック国際会議

#### 【4月24日(金)】

シンポジウム「子どもの参画と自治体の子どもの(権利)条例」

シンポジウム「安全性と子どもの遊びが保障される環境とは？」

#### 【4月25日(土)】

開会式、国際シンポジウム「こどもの力の回復」、記念講演「こどもの力を伸ばす」

青少年シンポジウム 大人に聞きたい!!、第4回学会賞受賞式および記念講演会

その他シンポジウム、パネルディスカッション、ポスターセッション、ワークショ

ップ、総括セッション、大会提言

#### 【優秀ポスター発表賞 受賞者】6点

『小学生児童による生活環境に関する地図描写の変化』千代章一郎(広島大学)ほか

『仮説としての次世代型学社融合のカタチ』児玉達朗(日本女子大)ほか

『遊び教育を支援する Tentmushi の提案と試み』桑原淳司(日本大学)

『日本一汚い近木川で、子どもが復活させた川文化(遊び)』橋本夏次

『千葉市の中高生の生活の実態と児童センターに対する期待』定行まり子(日本女子大)ほか

『保育所・幼稚園における遊び行為の展開に関わる空間的特性』岩田秀斗(岐阜工専)ほか

### 2. こども環境学セミナー

#### 『第11回 こども環境学セミナー』～ 子・育ての視点

6月20日(土) 午後1:30～5:00 東京大学医学附属病院 大会議室 参加者:約50名

講師:根ヶ山 光一(早稲田大学教授・発達行動学)

『子どもの自立と環境:子別れの観点から』

高橋 鷹志(東京大学名誉教授・建築学)

『こども環況論』

#### 『第12回 こども環境学セミナー』

11月28日(土) 午後1:00～4:30 広島平和記念資料館東館 参加者:約40名

講師:千代 章一郎(広島大学大学院工学研究科社会環境システム建築学)

『広島市小学生児童の成長過程に伴う生活環境の変容』

清水 将之(関西国際大学教授・児童精神医学)

『子どもの育ちと日本人心性』

### 3. シンポジウム、フォーラム、講演会など

#### こどもの力フォーラム(千葉)

2009年7月31日(金)～8月1日(土) 千葉市きぼーる

「こどもにとっての、遊びとみちの安全、安心」  
講演「こどもに優しいまち/こどものためのパートナー」  
ハイデローゼ・ブルックナー（独、子ども支援協会連邦）  
パネルディスカッション「こどもに優しいまち、遊びとみちの安全、安心」  
H.ブルックナー、仙田満、木下勇ほか  
共催：千葉市、西千葉大学実行委員会

#### こどものまちEXPO 2009 in Yokohama（共催）

2009年8月8日・9日 こどものまち世界会議 横浜市開港記念会館  
2009年8月7日～9日 ミニヨコハマシティ 大槻橋ホール  
主催：こどものまちEXPO実行委員会  
共催：横浜市子ども青少年局 特定非営利活動法人 I Loveつづき

#### 第2回こどものカフォーラム（千葉）セーブ・ザ・フレンド

2009年11月22日（日） 千葉市きぼーる  
【第1部】こどものカフォーラム with こども大学「セーブ・ザ・フレンド」  
【第2部】こども達と熊谷市長の真剣ディスカッション「小児医療問題」と「児童虐待」  
【第3部】パネルディスカッション 子どもたちの声を元にした未来市制討論WS  
主催：こども環境学会、千葉市  
共催：千葉大学、西千葉大学実行委員会、後援：日本ユニセフ協会千葉県支部

#### 緊急座談会「子どもの育つ場所・家庭の育つ場所」～今、保育所の最低基準を考える～

2009年12月21日（月） オリンピック記念青少年センター  
共催：社団法人日本こども育成協議会

#### 4. こども環境アドバイザー資格講習および認定

こども環境にかかわる基礎的な資格として、各専門領域における総合的な知識及び基本的なコミュニケーション・スキルを身につけ、こどもに関わる環境改善のためのアドバイス及び支援を行う「こども環境アドバイザー」の資格講習会を昨年に引き続き第3回として開催し、認定試験を実施した。

##### 第3回 こども環境アドバイザー資格講習会

2010年3月5日（金）～7日（日） 東京大学医学部附属病院会議室  
一般会員参加者：19人、役員参加者：21人 合計参加者：40人

##### 第3回 こども環境アドバイザー資格認定者

今年度の認定予定者：23人（内昨年度受講者3人を含む）  
浅井淳、飯島玲子、石倉卓子、神野佐和子、近藤ふみ、近藤雅之、齋藤繭、佐藤朝美、須田悠、高橋利道、鷹見敏子、鷹見信義、竹原育美、塚田泉、深沢くみこ、古川美之、宮本照嗣、村上有紀、山本忠篤、今津拓、小坂真美、田中裕子、與那覇綾子

#### 5. 他の団体との連携活動（後援事業）

他団体の事業に後援し、連携しながら幅広い活動を行いました。（下記は、主要なものです。）

##### 関東学院創立125周年記念連続シンポジウム

第一回：2009年6月6日、第二回：7月11日、第三回：10月3日、第四回：10月10日  
関東学院大学  
主催：関東学院燦葉会（同窓会組織）

##### 現代版組踊「肝高(きむたか)の阿麻和利(あまわり)」&「オヤケアカハチ」東京公演2009

「肝高の阿麻和利」 2009年8月19日(水) 共演：東儀秀樹、20日(木)  
「オヤケアカハチ」 2009年8月21日(金)  
会場：東京厚生年金会館（東京都新宿区）  
主催：あまわり浪漫の会、やいま浪漫の会、TAO Factory

##### 親子で木と触れ合うワークショップ

2009年8月22日（土）、8月23日（日）竹中工務店 東京本店1F  
主催：フォーリッジクラブ

## 第13回融合フォーラム2009 in 神奈川

2009年9月20日(日) 神奈川県厚木市「日産先進技術開発センター」  
主催：学校と地域の融合教育研究会

## 子どものために今できること「子どもの育つ環境を考えるシンポジウム」 ～子どもに幸せを伝える大人の役割とは～

2009年10月25日(日)りんゆうホール(札幌市)  
主催：北海道のこども環境を考える会

## ミニヨコハマシティ

2010年2月～5月、イベント：3月26日(金)～3月28日(日)  
横浜市都筑区中川 ハウスクエア横浜  
主催：NPO法人ミニシティ・プラス、共催：ハウスクエア横浜

## キッズアートウィーク2010

2010年3月20日(土)～22日(月・祝)女子美術大学2号館3階教室  
主催：特定非営利活動法人ZERO キッズ、中野こども・まち・アート実行委員会

## 6. 調査・研究事業

### 子どもの移動自由な遊びと安全・安心環境が両立する子どもにやさしい地域環境形成ガイドラインの作成 事業

独立行政法人福祉医療機構平成21年度助成一般分(子育て支援)

【モデル1】コミュニティ・スクール(学社融合)モデル

【モデル2】道路環境改善モデル

【モデル3】親子冒険・イタズラ村モデル

担当理事：木下勇

## 7. 提言

### 緊急アピール「子どもの発達を保障する保育の環境の最低基準を守ってください」

2009年10月22日 厚生労働大臣長妻昭様宛

地方分権改革推進委員会第3次勧告(10月7日)において、児童福祉施設最低基準の地方への委譲などの見直しを迫られたことに対して、こども環境学会では、10月22日に「子どもの発達を保障する保育環境の最低基準を守ってください」という緊急アピールを臨床育児・保育研究会と連名で、長妻昭厚生労働大臣宛に提出した。

厚生労働省では11月4日に、第3次勧告への対応を決定し、「人員配置基準」、「居室面積基準」、「人権に直結する運営基準等」については、「従うべき基準」とし、それ以外の施設・設備・運営基準については、「参酌すべき基準」としました。ただし、東京等の特に待機児童の多い地域に限り、待機児童解消までの一時的措置として「標準」とする、とした。

## 8. 委員会活動

総務委員会(委員長：福岡孝純)、学術・研究委員会(委員長：織田正昭)、学会誌編集委員会(委員長：小澤紀美子)、環境活動委員会(委員長：神谷明宏)、企画事業委員会(委員長：岸裕司)、国際委員会(委員長：織田正昭)の6つの委員会活を中心に学会活動を展開しました。

## 9. 学会誌の発行

### 学会誌・論文集

こども環境学研究 第5巻第1号：「2009年大会(千葉)こどもの力」(2009年4月発行)

こども環境学研究 第5巻第2号：「特集：こども環境と学力(まなぶちから)」(2009年9月発行)

こども環境学研究 第5巻第3号：「特集：こども環境と母親」(2009年12月発行)

## 10. 広報活動

### メールマガジン

随時ニュースレターをメールで配信し、ウェブサイトに掲載しました。

# 2号議案

## 2009年度 こども環境学会 収支報告書

自 2009年4月1日 至 2010年3月31日

### 一般会計

#### 収入の部

部門	項目	2008年度決算	2009年度予算	2009年度決算		
一般会計 収入	会費(入会金含む)	正会員	4,050,000		3,618,000	
		準会員	106,000		86,500	
		学生会員	352,000		257,000	
		賛助会員	1,560,000		1,353,000	
		団体会員	164,000		194,000	
	その他	22,000	6,254,000	6,200,000	0	5,508,500
	参加費	アドバガ-講習会	630,000		570,000	822,000
	その他	322,175	952,175	1,000,000	252,000	105,000
	賛助金	学会誌賛助金	117,600	117,600	100,000	1,200,000
	協賛金	学会誌広告収入		1,830,000	1,500,000	91,692
その他	預金利息等		90,340	0	7,727,192	
一般会計 収入合計		9,244,115	8,800,000	8,800,000	7,727,192	

#### 支出の部

部門	項目	2008年度決算	2009年度予算	2009年度決算			
一般会計 支出	人件費	給与	2,389,358		3,109,280		
		雑給	26,068	2,415,426	2,700,000	19,639	3,128,919
	会議室費	会場費等	314,865			22,050	183,255
		セミナー費用等	9,450	324,315	400,000	161,205	1,485,574
	交通費・宿泊料	理事会	484,225			742,170	
		事務局	494,140			184,594	
		講師	79,560			65,480	
		その他	20,000	1,077,925	1,100,000	493,330	1,485,574
	通信費	荷造運賃	603,011			615,034	
		電話代・サル-代等	156,021	759,032	600,000	177,669	792,703
	印刷費	学会誌印刷代等		2,277,444	2,200,000		2,644,800
	物品	事務用品等		850,328	400,000		270,264
	外部委託費	経理等手数料		378,000	900,000		378,000
	その他	広告費	108,000			220,500	
		IC-機・PC修理代	15,750			23,205	
		書籍代	2,300			22,788	
		講師謝礼	210,111			249,988	
交際費・謝礼金		21,000			9,000		
その他雑費		69,221	426,382	500,000	59,662	585,143	
一般会計 支出合計		8,508,852	8,800,000	8,800,000	9,468,658		

### 大会特別会計

#### 収入の部

部門	項目	2008年度決算	2009年度予算	2009年度決算	
大会特別会計 収入	大会参加費	千葉大会	1,088,500	1,470,000	1,517,000
	協賛	大会プログラム広告	2,980,000	2,700,000	1,700,000
	賛助金	ポスターセッション等	374,500	1,457,113	361,000
	その他	共催団体収入・懇親会	566,300	0	3,561,930
	特別会計 収入合計		5,009,300	5,627,113	7,139,930

#### 支出の部

部門	項目	2008年度決算	2009年度予算	2009年度決算			
大会特別会計 支出	会場費	使用料	241,815	0	408,280		
		講師謝金		329,770	1,340,000	616,812	
	事務局準備費	実行委員会業務費	511,608			102,111	
		事務局準備業務費	262,419			87,810	
		アルバイト他	84,905			175,500	
		学会賞権等	29,600			57,993	
		その他	33,269	921,801	292,613	45,010	468,424
	通信費	荷造運賃等	282,486			250,086	
		その他通信費	78,540	361,026	0	0	250,086
	印刷費	案内状・広報等	310,975			907,911	
		大会プログラム	1,033,630	1,344,605	1,283,000	1,057,245	1,965,156
	イベント等事業費	シンポジウム等	538,997		383,500		464,417
	レンタル備品等	映像音響機材	147,338		0		73,500
	運営関連費	備品消耗品等	325,202			84,522	
		通訳等	0			1,578,800	
		懇親会費	336,410			574,383	
		ボランティア食事等	72,871	734,483	2,248,000	330,904	2,568,609
その他	保険料等	102,500	80,000			69,710	
特別会計 支出合計		4,722,335	5,627,113	5,627,113	6,884,994		

### 一般会計+大会特別会計

部門	項目	2008年度決算	2009年度予算	2009年度決算
一般会計	一般会計 収入合計	9,244,115	8,800,000	7,727,192
	一般会計 支出合計	8,508,852	8,800,000	9,468,658
	今期収支	735,263	0	-1,741,466
	前期繰越金	3,447,283	4,634,207	4,182,546
	次期繰越金	4,182,546	4,634,207	2,441,080

部門	項目	2008年度決算	2009年度予算	2009年度決算
大会特別会計	特別会計 収入合計	5,009,300	5,627,113	7,139,930
	特別会計 支出合計	4,722,335	5,627,113	6,884,994
	今期収支	286,965	0	254,936
	前期繰越金	164,696	0	451,661
	次期繰越金	451,661	0	706,597

次期繰越金合計	4,634,207	4,634,207	3,147,677
---------	-----------	-----------	-----------

#### 貸借対照表(2010年3月31日現在)

借方	貸方		
現金・預金	2,733,790	前受金	461,000
仮払金	939,349	未払金等	11,000
		預り金	53,462
		次期繰越金	3,147,677
	3,673,139		3,673,139

#### 財産目録(2010年3月31日現在)

内訳	金額
(資産の部)	-3,673,139
1. 現金・預金	
現金	219,603
普通預金(みずほ銀行)	2,514,187
2. 仮払金	
2010年広島大会関連支出	933,889
その他立替金	5,460
(負債の部)	-525,462
3. 前受金(2010年度大会参加費収入)	461,000
4. 未払金等	11,000
5. 預り金(源泉所得税)	53,462
差引正味財産	3,147,677

#### 監査報告書(2010年4月13日)

こども環境学会の2009年度(自2009年4月1日 至2010年3月31日)の収支計算書、貸借対照表、財産目録について、監査の結果適正であることを認めます。

会計監査 桑原淳司  
 会計監査 佐田正樹

## 会員の現況等について

2010年3月31日現在の会員数は1,035人です。地域別では関東の方が60%ですが北海道から九州まで広く全国の方々にご参加いただいています。2009年度大会は千葉県で開催され、千葉地域の方々が多く参加されました。2010年度大会は、広島で開催を予定しており、中国・四国地方の方々のご参加を期待しております。

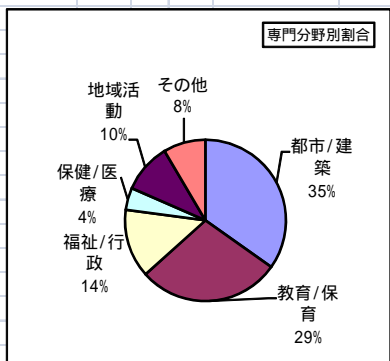
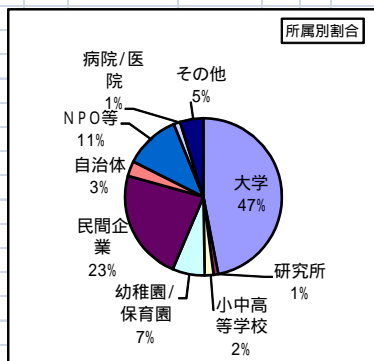
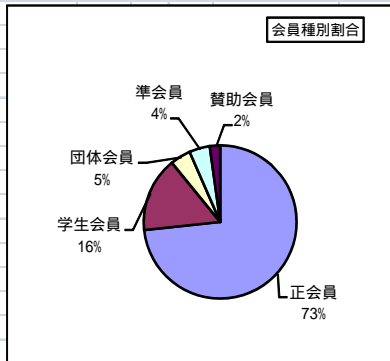
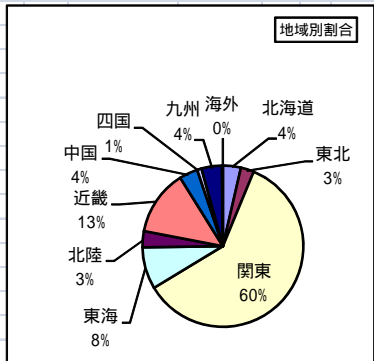
所属別で見ると大学・研究所が48%、民間企業が23%、学校（小中高等学校や幼稚園・保育園）が9%、NPO等活動団体が11%で、自治体が3%などです。

専門分野別で見ると都市・建築関係が35%、教育・保育関係が29%、福祉・行政関係が14%、地域活動関係が10%、保健・医療関係が4%などです。

こうした会員の現況を見るとこども環境学会は、学術的な専門分野に限定されがちな一般的な学会と比較すると多様な方々の参加する学会であることが分かります。こうした学際性や多様性を活用しながらハードからソフトにいたるあらゆる面での「こどものためのよりよい環境づくり」の実現に向けて活動してゆきたいと思えます。

2010年3月31日  
こども環境学会事務局長：中山豊

こども環境学会会員の概況(2010年3月31日現在)														
地域	No.	都道府県	人数	No.	会員種別	人数	N o.	所属機関の分類	人数	No.	専門分野	人数		
北海道	1	北海道	37	37	1	正会員	759	1	大学	486	1	都市/建築	360	
	東北	2	青森県	4	27	2	学生会員	163	2	研究所	10	2	教育/保育	296
		3	岩手県	1		3	団体会員	45	3	小中高等学校	19	3	福祉/行政	142
		4	宮城県	10		4	準会員	45	4	幼稚園/保育園	69	4	保健/医療	46
		5	秋田県	1		5	賛助会員	23	5	民間企業	237	5	地域活動	103
		6	山形県	4		合計	1035	6	自治体	32	6	その他	88	
		7	福島県	7				7	NPO等	118	合計	1035		
関東	8	茨城県	15	615	No. 入会年度 人数	1	2004	367	8	病院/医院	14			
	9	栃木県	4			2	2005	162	9	その他	50			
	10	群馬県	5			3	2006	141	合計	1035				
	11	埼玉県	58			4	2007	142						
	12	千葉県	65			5	2008	108						
	13	東京都	352			合計	1035							
	14	神奈川県	113											
東海	15	山梨県	3	86	No. 入会年度 人数	1	2004	367	1	大学	486			
	16	静岡県	16			2	2005	162	2	研究所	10			
	17	岐阜県	12			3	2006	141	3	小中高等学校	19			
	18	愛知県	54			4	2007	142	4	幼稚園/保育園	69			
北陸	19	三重県	4	33	No. 入会年度 人数	5	2008	108	5	民間企業	237			
	20	新潟県	14			合計	1035	6	自治体	32				
	21	富山県	8					7	NPO等	118				
近畿	22	石川県	4	134	No. 入会年度 人数	1	2004	367	8	病院/医院	14			
	23	福井県	3			2	2005	162	9	その他	50			
	24	長野県	4			3	2006	141	合計	1035				
	25	滋賀県	8			4	2007	142						
	26	京都府	35			5	2008	108						
	27	大阪府	41			合計	1035							
	28	兵庫県	46											
中国	29	奈良県	4	38	No. 入会年度 人数	1	2004	367	1	大学	486			
	30	和歌山県	0			2	2005	162	2	研究所	10			
	31	鳥取県	8			3	2006	141	3	小中高等学校	19			
	32	島根県	0			4	2007	142	4	幼稚園/保育園	69			
四国	33	岡山県	4	9	No. 入会年度 人数	5	2008	108	5	民間企業	237			
	34	広島県	23			合計	1035	6	自治体	32				
	35	山口県	3					7	NPO等	118				
九州	36	徳島県	2	42	No. 入会年度 人数	1	2004	367	8	病院/医院	14			
	37	香川県	3			2	2005	162	9	その他	50			
	38	愛媛県	4			3	2006	141	合計	1035				
	39	高知県	0			4	2007	142						
	40	福岡県	20			5	2008	108						
	41	佐賀県	1			合計	1035							
	42	長崎県	5											
海外	43	熊本県	5	2	No. 入会年度 人数	1	2004	367	1	大学	486			
	44	大分県	2			2	2005	162	2	研究所	10			
	45	宮崎県	3			3	2006	141	3	小中高等学校	19			
46	鹿児島県	1	2	No. 入会年度 人数	4	2007	142	4	幼稚園/保育園	69				
47	沖縄県	5			5	2008	108	5	民間企業	237				
48	海外	2	合計	1023	1023	合計	1035							



(連絡先不明 12人)

### 3号議案

## 一般社団法人 こども環境学会・定款（案） および 2011年度からの会費の改定について

### 1. 一般社団法人 こども環境学会・定款（案）について

#### ア. 社団法人設立について

現在、任意団体である本会組織の安定化と発展をめざして、社団法人を設立する。設立後には、公益法人とする手続きを行う。

（これについては、2008年度および2009年度総会の事業計画でも説明しました。）

従来、こども環境学会（平成17年5月設立）の会員であったもの、およびその義務・権利はすべて、一般社団法人こども環境学会が継承する。

こども環境学会の財産は全て、一般社団法人こども環境学会が継承する。

#### イ. 役員について（定款案：第4章、現規約：第4章）

新たに理事長1名をおく。理事長は専ら本会の財政、経営責任を負い、民法上の（登記）代表者となる。理事長の任期は、2年とする。

役員（理事）の任期は、これまでと同じく2年とするが、再任については、理事会で決定する。

役員（理事）の定年は、これまで70歳であったものを75歳とする。

監事以外の役員をもって民法上の理事とする。

役員（理事および監事）をもって民法上の社員とする。

上記の内容による『一般社団法人 こども環境学会・定款（案）』について、ご承認をお願いいたします。

### 2. 2011年度からの会費の改定について

#### ア. 現在の学会運営上の問題点（経費増について）

現在の事務局は、放送大学仙田研究室におかれています。仙田教授は、2012年度をもって退官されることから、2012年度以降の事務局運営費用として、以下の経費増額が予想されます。

人件費：約3,300,000円/年  
事務局長1名：4,000,000円/年  
事務局員1名：2,000,000円/年  
（2010年度予算：2,700,000円/年）

差額：3,300,000 円 / 年

事務所経費：約 2,400,000 円 / 年

家賃：100,000 円 / 月 × 12 カ月 = 1,200,000 円 / 年

光熱水費：50,000 円 / 月 × 12 カ月 = 600,000 円 / 年

通信費：20,000 円 / 月 × 12 カ月 = 240,000 円 / 年

コピー等：30,000 円 / 月 × 12 カ月 = 360,000 円 / 年

以上合計：2,400,000 円 / 年

人件費 + 事務所経費合計：5,700,000 円 / 年

## イ． 会費の改定について

年会費の改定については、昨年度の理事会で数度にわたって議論がなされ、複数の改定案について検討がなされました。

以下の3つの改定案について、次ページに示す単年度収支の試算を行った。

改定A案：正会員および団体会員 6,000 円を 10,000 円に、学生会員および準会員 3,000 円を 5,000 円に改定。

改定B案：正会員および団体会員 6,000 円を 12,000 円に、学生会員および準会員 3,000 円を 6,000 円に改定。

改定C案：正会員および団体会員 6,000 円を 15,000 円に、学生会員および準会員 3,000 円を 7,500 円に改定。

その結果、5,700,000 円 / 年の経費増額を補うためには、改定C案とする必要があることが確認されました。

しかし、会員の負担を倍額以上に増額することは、難しいという意見により、2009 年 12 月 19 日の第 7 回理事会において、改定A案を前提に、会員の拡大と人件費および事務所経費の削減を図ることによって運営努力をすることが確認されました。そして正会員および団体会員 6,000 円を 10,000 円に、学生会員および準会員 3,000 円を 5,000 円とすること、賛助会員については、現行の一口 30,000 円のままとする計画が承認されました。

これによって、本総会において、来年度 2011 年度より、改定A案を実施する提案をいたすこととなりました。

**上記についてご理解いただき、『一般社団法人 こども環境学会・定款(案)』の「細則 2 入会金および年会費」について、ご承認をお願いいたします。**

**こども環境学会 会費改定試算案**

一般会計 収入の部		2008年度決算	2009予算	2009年度決算	2010予算案	
部門	項目					
一般会計 収入	会費(入会金含む)	正会員	4,050,000		3,618,000	
		準会員	106,000		86,500	
		学生会員	352,000		257,000	
		賛助会員	1,560,000		1,353,000	
		団体会員	164,000		194,000	
		その他	22,000	6,254,000	6,200,000	0
	参加費	アドバザ-講習会	630,000		570,000	
		その他	322,175	952,175	1,000,000	822,000
		賛助金		117,600	100,000	105,000
		協賛金		1,830,000	1,500,000	1,200,000
その他	学雑誌印刷代					
	学雑誌広告収入					
一般会計 収入合計		<b>9,244,115</b>	<b>8,800,000</b>	<b>7,727,192</b>	<b>8,600,000</b>	

**会費改定による単年度の一般会計の試算**

収入予測	現行会費	改定A案	改定B案	改定C案
収入	5,524,200	8,793,000	10,427,400	12,879,000
支出	14,100,000	14,100,000	14,100,000	14,100,000
収支	-8,575,800	-5,307,000	-3,672,600	-1,221,000

会費収入予定 (2010年会員数による)			
会員種別	現行会費	会員	金額(円)
正会員	6,000	759	4,554,000
準会員	3,000	45	135,000
学生会員	3,000	163	489,000
賛助会員	30,000	23	690,000
団体会員	6,000	45	270,000
合計		1035	6,138,000
収入予測	90%		5,524,200
現在よりの増額			0

改定A案:会費収入 6,000円 10,000円			
会員種別	改定会費	会員	金額(円)
正会員	10,000	759	7,590,000
準会員	5,000	45	225,000
学生会員	5,000	163	815,000
賛助会員	30,000	23	690,000
団体会員	10,000	45	450,000
合計		1,035	9,770,000
収入予測	90%		8,793,000
現在よりの増額			3,268,800

改定B案:会費収入 6,000円 12,000円			
会員種別	改定会費	会員	金額(円)
正会員	12,000	759	9,108,000
準会員	6,000	45	270,000
学生会員	6,000	163	978,000
賛助会員	30,000	23	690,000
団体会員	12,000	45	540,000
合計		1,035	11,586,000
収入予測	90%		10,427,400
現在よりの増額			4,903,200

改定C案:会費収入 6,000円 15,000円			
会員種別	改定会費	会員	金額(円)
正会員	15,000	759	11,385,000
準会員	7,500	45	337,500
学生会員	7,500	163	1,222,500
賛助会員	30,000	23	690,000
団体会員	15,000	45	675,000
合計		0	14,310,000
収入予測	90%		12,879,000
現在よりの増額			7,354,800

収支予測				
	現行会費	改定A案	改定B案	改定C案
収入	8,124,200	11,393,000	13,027,400	15,479,000
支出	14,100,000	14,100,000	14,100,000	14,100,000
収支	-5,975,800	-2,707,000	-1,072,600	1,379,000

会員数1,500人 (4~5年後)				
	収入	支出	収支	備考
収入	10,673,000	15,407,000	17,774,000	21,324,500
支出	16,215,000	16,215,000	16,215,000	16,215,000
収支	-5,542,000	-808,000	1,559,000	5,109,500

1.15倍として試算



# 一般社団法人 こども環境学会・定款（案）

## 第1章 総則

第1条（名称）この法人は、一般社団法人こども環境学会と称する。

第2条（事務所）この法人は、学会運営のために事務局をおく。事務局の主たる事務所を千葉県千葉市美浜区若葉2-11放送大学 仙田満研究室内に置く。

## 第2章 目的および事業

第3条（目的）この法人はこどもの成育に寄与する環境科学の確立を図り、こどものためのよりよい環境を実現するために、総合的な学術研究の推進とこども環境の形成のための実践的な事業を行うことを目的とする。

第4条（事業）この法人は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 年次大会および研究集会等の開催
- (2) 学会誌・論文集および会報などの発行、学術図書の刊行
- (3) シンポジウム、講演会、講習会等の開催
- (4) こども環境の調査および研究
- (5) 関連情報や学術データベースの収集と公開
- (6) こどものための環境づくりへの実践や支援
- (7) 国内、国外の関連団体との交流、連携
- (8) 国や自治体などに対する施策の提言や助言
- (9) こどもの環境の向上に資する業績についての顕彰
- (10) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第5条（個人情報の保護）この法人は法令の定めるところにより個人情報の保護を遵守する。その取り扱いは別途定めるところによる。

第6条（公告の方法）この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

## 第3章 会員

第7条（会員種別と資格）この法人（以後「本会」という）の会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 正会員  
本会の目的および活動の趣旨に賛同し、本会が行なう研究、事業または実践活動に積極的に参加する個人。
- (2) 学生会員  
本会の目的および活動の趣旨に賛同し、本会が行なう研究、事業または実践活動に積極的に参加する学生（短大生、大学生、大学院生、または同等レベルと認められる学生）
- (3) 団体会員  
本会の目的および活動の趣旨に賛同し、本会が行なう研究、事業または実践活動に積極的に参加する非営利の団体（グループ、組織を含む）
- (4) 準会員  
こども環境に関心があり、本会の目的および活動の趣旨に賛同する個人。
- (5) 賛助会員  
本会の目的および活動の趣旨に賛同し、本会が行なう研究、事業または実践活動を積極的に支援し、賛助する個人または団体。
- (6) 名誉会員  
正会員のうち、本会が行なう研究、事業または実践活動に多大な功績を有し、本会の発展に多大な貢献をしたと理事会で認められ、推薦された個人。
- (7) こども会員  
こどもの環境の問題に関心がある高校生以下のこども。
- (8) その他の会員  
本会の目的および活動の趣旨に賛同し、本会が行なう研究、事業または実践活動に参加する留学生、外国人、および理事会の承認を受けて一時的または臨時に会員登録

録したもの。

第8条 (年会費および入会金) 会員は一般規則に定めるとおり、入会金、年会費を納入しなければならない。

ただし名誉会員の年会費は免除できる。またこども会員の入会金、年会費は無料とする。

第9条 (入会および退会) 入会および退会については、次のとおりとする。

入会を希望するものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得る。名誉会員の退会は本人の申し出による。

2. 以下の各号に該当する場合は、会員資格を失う。

1) 本人から退会の申し出があった場合。

2) 年会費を3年以上連続して滞納した場合。

3) 死亡した場合、もしくは失踪宣告を受けた場合、もしくは団体会員にあっては当該組織または団体が解散した場合

4) 本会の名誉を傷つけ、本会の目的に違反したことにより、理事会の議を経て除名処分を受けた場合

3. 会員資格を失った者は、3年以上経過後、本人に申請により理事会の議決と会長の承認を受けて復権できる。

4. 会員は、会員資格を失い退会しても既に納入した年会費などの返還を請求できない。

5. 会員は書面による申し出により休会できる。休会は年度単位とし、その期間中は年会費の納入を要しない。

第10条 (会員の権利) 会員の権利は次のとおりである。

(1) すべての会員は総会に出席して意見を述べることができる。

(2) 正会員及び名誉会員は役員を選挙権、被選挙権をもつ。

(3) すべての会員は、別途定めるところにより、この会に関する情報を受けることができる。

(4) すべての会員は、別途定めるところにより学会誌に投稿できる。

(5) すべての会員は、本会が行う事業に参加することができる。

#### 第4章 役員および職員

第11条 (役員) 本会に以下に示す18名以上22名以下の理事をおき、内1名を会長、1名以上4名以下を副会長、1名を理事長、1名を専務理事とする。また別途に理事職にない監事2名をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名以上4名以下

(3) 理事長 1名

(4) 専務理事 1名

(5) 理事(上記(1)~(4)の役にないもの)

(6) 監事 2名

2. 第1項に定める役員は本項内に示す他の役員を兼任できない。

3. 本会に、第1項に定める役員を兼務しない評議員をおくことができる。その任務、任期、選出方法については別途、理事会で定める規定による。

4. 第1項の役員のうち監事以外の役員をもって民法上の理事とする。

第12条 (民法上の社員) 第11条1項に定める役員をもって民法上の社員とする。

2. 本会設立時の社員の氏名・住所は以下の通りとする。

会長	小澤 紀美子	(住所略、以下同様)
副会長	織田 正昭	
副会長	汐見 稔幸	
副会長	高橋 勝	
副会長	福岡 孝純	
理事長	仙田 満	

専務理事 中山 豊

理事 井上 寿  
理事 神谷 明宏  
理事 岸 裕司  
理事 木下 勇  
理事 木村 歩美  
理事 黒岩 佐和子  
理事 定行 まり子  
理事 千代 章一郎  
理事 谷本 都栄  
理事 玉田 雅己  
理事 松本 直司  
理事 宮本 照嗣  
理事 矢田 努

監事 桑原 淳司  
監事 住田 正樹

第13条 (役員を選任) 理事、監事は正会員による投票により選出する。選出方法は別に定める選挙規定による。

2. 前条にあげる役員を選出は、予め設置される選挙管理委員会が選出に関する管理を一切行う。
3. 会長、副会長、理事長、専務理事は、選出された役員の間選により選任する。

第14条 (役員職務権限) 役員は次の各号における職務を行うほか、総会で重要会務を審議および議決する。

1. 会長は、本会を代表し、本会の学術および諸活動に関する会務を総理統括し、総会および理事会を招集しその議長を務める。
2. 副会長は会長を補佐し、会長の要請を受けて会長の職務を代理または代行する。副会長のうちの1名を筆頭副会長とし、筆頭副会長は会長に事故あるとき、または欠けたときは、残りの任期の間、会長の職務を代行する。
3. 理事長は専ら本会の財政、経営責任を負い、民法上の(登記)代表者となる。理事長が事故等により職務遂行が不可能になった場合は、理事会にて理事長代行を選任し残りの任期を務める。
4. 理事は、会長、副会長および理事長を補佐し、理事会に出席しその議決に基づいて会務を執行する。
5. 専務理事は、会長、副会長および理事長の職務を補佐し、理事会運営のとりまとめを行う。
6. 監事は、民法第59条に規定する職務を行い、経理および学会関連諸活動を監視、監査し、随時理事会に出席して意見を述べるができる。ただし、議決権は持たない。また総会に出席して監査結果を報告する。

第15条 (役員任期) 役員任期は次の各号によるものとする。

- (1) 会長の任期は、2年とする。
- (2) 副会長、理事長、専務理事、理事の任期は、2年とする。
- (3) 監事の任期は2年とする。
- (4) 本会の役員任期は満75歳に達する年度に最も近い次期総会終了時までとする。

第16条 (役員報酬) 役員は無給とする。

2. 常勤の役員は有給とすることができる。
3. 役員に掛かる学会活動の費用は支弁でき、その必要事項は理事会の議を経て

会長が決める。

## 第5章 総会および理事会

- 第17条（総会の招集）総会は本会の最高議決機関であり、毎年1回、会長がこれを召集する。
2. 会長は理事または評議員の3分の2以上の開催請求があった場合、速やかに臨時総会を開かなければならない。
  3. 理事長または監事は、臨時総会の開催を理事会に提議できる。
- 第18条（総会の通知）会長は総会の招集にあたって、10日以前に、その会議の日時・場所および付議事項を示し、郵便または電信または会誌をもって役員ならびに正会員に通知しなければならない。
- 第19条（総会の議決事項）総会では、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業報告・収支決算ならびに財産目録の承認に関する事項。
  - (2) 重要な財産の取得・処分に関する事項。
  - (3) 事業計画および収支予算の承認に関する事項。
  - (4) 規則の設定および変更に関する事項。
  - (5) その他理事会が必要と認めた事項
- 第20条（総会の議決）総会は、正会員の3分の1以上の出席によって成立する。委任状を提出した正会員についてはこれを出席者とする。
2. 正会員は、議決権を他の正会員に委任することができる。
  3. 総会の議決は、第37条、38条、39条に定める場合を除いて出席正会員の過半数の賛成による。ただし賛否同数の場合は議長がこれを決する。
  4. 委任状提出者については、被委任者の指定があればその会員に、それ以外の白紙委任についてはすべて議長に一任する。
- 第21条（議事録）会長は総会について、以下に示す内容を記載した議事録を自ら作成し、または議事録作成人を指名し委任できる。
- 1) 開催の日時及び場所
  - 2) 総会開催成立の確認
  - 3.) 会員数の現在数
  - 4.) 出席役員氏名
  - 5) 出席会員数（委任状提出者を含む）
  - 6) 議決事項
  - 7) 議事の経過、要領及び発言の要旨
  - 8) 議事録署名人の選任
2. 議事録には、議長及び出席会員のうち、総会で選任された議事録署名人2名が署名、押印をしなければならない。
  3. 議事録署名人が署名、押印した議事録は会長の指示を受けて事務局が保管する。
- 第22条（理事会の組織と開催）理事会は第10条1項に示す役員から構成され、会長が年6回以上これを召集し、会長がその議長を務める。
2. 会長が必要と認めた場合、または理事の過半数以上から要求があった場合は理事会を開催しなければならない。
  3. 理事会には役員以外に、第31条に定める事務局職員（事務局長、事務職員）および評議員も出席できる。ただし第11条第1項に定める役員以外の者、および監事は議決権を持たない。
  4. 理事長または監事は理事会開催を提議できる。
  5. 監事は随時理事会に出席し、任務上の意見を述べることができる。

6. 会長は、理事会および総会の円滑な運営のための協議機関として、会長、副会長、理事長、専務理事からなる幹部会を開催できる。ただし幹部会でのいかなる決定事項も理事会の議を経なければ発効しない。
7. 専務理事は第 21 条 1 項に準じて理事会の記録を作成し、次回理事会で承認を受けなければならない。

第 23 条 (理事会の議決事項) 理事会は、総会の議案およびこの定款で別に定める事項のほか、会務運営のため、総会の権限に属さない一切の事項を議決し、執行する。

第 24 条 (理事会の議決) 理事会は、過半数が出席しなければ議決することができない。

2. 役員は理事会での議決権を他の役員に委任することができる。この委任は、出席とみなす。
3. 議事は、第 37 条、第 38 条および第 39 条に定める定款の変更と解散にかかる条項の場合を除き、議決権を持つ出席役員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。

## 第 6 章 大会および委員会

第 25 条 (大会) 大会は毎年 1 回開催する。

2. 大会では会員の研究発表、活動報告、その他本会の目的の達成に必要な事業を行うものとし、理事会との連携のもと、大会実行委員長がこれを統括する。

第 26 条 (委員会) 本会の運営および事業遂行のために、必要な委員会を設ける。委員会の組織および任務は別途定める。

第 27 条 会長は理事会の議を経て、特別委員会を設置できる。

第 28 条 第 26 条、第 27 条に定める委員会の委員長は理事(任務担当)が務める。

第 29 条 (地方支部会) 本会に、理事会の議を経て地方支部会を設置できる。その組織、任務は別途定める。

## 第 7 章 会計

第 30 条 (資産) 本会の資産は以下のとおりとする。

- (1) 任意団体こども環境学会(平成 17 年 5 月設立)から継承した財産
- (2) 入会金
- (3) 年会費
- (4) 寄付金品
- (5) 事業による収入
- (6) その他の収入

第 31 条 (経費の支弁) 本会の経費は、第 30 条に示す資産をもってこれを当てる。

第 32 条 (事業(会計)年度) 本会の事業(会計)年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末に終わる。

第 33 条 (財産管理) 本会の財産は、理事会の議を経て、理事長が管理する。

第 34 条 本会が金銭の借り入れをする場合は理事会の過半数の議決を要する。

第 35 条 (監査) 監事は本会が行なった活動・業務に関する監査、および会計収支の監査を行い、理事会および総会に意見を沿えて監査結果を報告する。

## 第 8 章 事務局

第 36 条 本会の事務局には事務局長をおく。また若干の事務職員をおくことができる。

2. 事務局長は専務理事またはその他の理事を兼任できる。また専務理事またはその他の理事は事務局長を兼任できる。
3. 事務局長および職員は理事会の議を経て、理事長が任免する。
4. 前各号のほか、事務局に関する事項は理事会で別に定める。

## 第 9 章 定款の変更および解散

第 37 条 (定款の変更) 定款の変更は、理事会および総会において各々の出席者の 3 分の 2 以

上の議決を経た後、所轄官庁に届け出て承認を得た後でなければ発効しない。

第38条 (規則等の変更) 雑則、細則、付則の変更は理事会において出席者の3分の2以上の議決を経た後、所轄官庁に届け出て承認を得た後でなければ発効しない。

第39条 (解散) この法人は理事会および総会にて出席者の3/4以上の議決を得て解散する。

2. 解散に伴う残余財産は、理事会および総会にて出席者の3/4以上の議決を得て、類似の公益事業またはそれを行う団体に寄付するものとする。

## 第10章 附則

第40条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

第41条 本定款に定めがない事項については、すべて一般社団法人に関する法律、その他の法令に従う。

第42条 従来、こども環境学会(平成17年5月設立)の会員であったもの、およびその義務・権利はすべて、一般社団法人こども環境学会が継承する。

第43条 こども環境学会の財産は全て、一般社団法人こども環境学会が継承する。

第44条 本定款は、当法人が、一般社団法人として設立登記された日から施行する。

.....

**雑則 - 1** 本会の英文名称は The Association for Children's Environment とする。

**雑則 - 2** 本会の事務局は、法令に基づくものに加えて、本会の活動に関する一切の書類、帳簿の備え付けと保管をしなければならない。

### 細則 - 1 委員会の設置

本会に次の委員会を置く

1. 総務委員会
2. 学術・研究委員会
3. 学会誌編集委員会
4. 環境活動委員会
5. 企画・事業委員会
6. 国際委員会

### 細則 2 入会金および年会費

入会金および会員の年会費は以下の通りとする。

入会金		1,000 円
年会費	正会員	10,000 円 (2010 年度までは、6,000 円)
	学生会員	5,000 円 (2010 年度までは、3,000 円)
	団体会員	10,000 円 (2010 年度までは、6,000 円)
	準会員	5,000 円 (2010 年度までは、3,000 円)
	賛助会員	30,000 円

### 細則 3 支部の設置

本会は、その設置代表者が会長に支部の申請書を提出し、理事会で承認を受けた場合、本会員からなる支部を設置できる。

- 2) 支部長は、各支部の正会員の互選により選任する。ただし、選任された支部長は、理事会の承認を受けなければならない。
- 3) 支部は、本会の目的に合致する事業の範囲内において、その地域に関する事業を実施する。
- 4) 支部長は、年度終了後速やかに議事録を含む事業活動報告、収支決算を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 5) 支部の運営に必要な規定は、理事会の議決をもって別に定める。

# こども環境学会・規約（現行の規約です。）

2004/05/04  
2008/4/26 一部改訂

## 第1章 総則

- 第1条 本学会は、こども環境学会と称する。
- 第2条 こども環境学会（以下、本会）は、学会運営のために事務局をおく。事務局の所在は、理事会の議を経て会長がこれを定める。
- 第3条 本会は理事会の議を経て支部をおくことができる。

## 第2章 目的および事業

- 第4条 本会はこどもの成育に寄与する環境科学の確立を図り、こどものためのよりよい環境を実現するために、総合的な学術研究の推進とこども環境の形成のための実践的な事業を行う。
- 第5条 本会は第4条の目的を達成するために以下の事業を行う。
- (1) 年次大会および研究集会等の開催
  - (2) 学会誌・論文集および会報などの発行、学術図書の刊行
  - (3) シンポジウム、講演会、講習会等の開催
  - (4) こども環境の調査および研究
  - (5) 関連情報や学術データベースの収集と公開
  - (6) こどものための環境づくりへの実践や支援
  - (7) 国内、国外の関連団体との交流、連携
  - (8) 国や自治体などに対する施策の提言や助言
  - (9) こどもの環境の向上に資する業績についての顕彰
  - (10) その他、本会の目的達成のために必要な事業

## 第3章 会員

- 第6条 本会の会員の種別は次のとおりとする。資格については別途定める。
- (1) 正会員
  - (2) 学生会員
  - (3) 団体会員
  - (4) 準会員
  - (5) 賛助会員
  - (6) 名誉会員
  - (7) こども会員
  - (8) その他、理事会で認められた者
- 第7条 会費
- (1) 会員は別に定める手続きに従い、入会金、会費を納入しなければならない。入会金、会費の詳細は別途定める。
  - (2) 既納の入会金、会費は一切返納しない。
- 第8条 会員の権利
- (1) すべての会員は総会に出席して意見を述べることができる。
  - (2) 正会員は役員の選挙権、被選挙権をもつ。
  - (3) すべての会員は、別途定めるところにより、この会に関する情報を受けることができる。
  - (4) 会員は、別途定めるところにより学会誌に投稿できる。
  - (5) すべての会員は、本会が行う事業に参加することができる。
- 第9条 入会および退会
- (1) 入会を希望するものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得る。名誉会員は本人の承諾により入会または退会できる。
  - (2) 以下の各号に該当する場合は、会員資格を失う。
    - 1. 本人から退会の申し出があった場合。

- 2 . 会費を3年以上滞納した場合。
  - 3 . 死亡した場合
  - 4 . 本会の名誉を傷つけ、本会の目的に違反したことにより除名処分を受けた場合
- (3) 会員資格を失った者は、3年以上経過後、本人に申請により理事会の議決と会長の承認を受けて復権できる。
- (4) 会員は書面による申し出により休会できる。休会は年度単位とし、その期間中は会費の納入を要しない。

## 第4章 役員

- 第10条 本会に以下の役員をおく。
- (1) 学会長(以下、会長) 1名
  - (2) 副会長 4名以内
  - (3) 理事 20名以内
  - (4) 監事 2名
  - (5) 評議員 ( 地区ごと)
- 第11条 会長、副会長、理事、監事は正会員による投票または互選により選出する。選出方法は別に定める。
- 第12条 11条にあげる役員の選出は、予め設置される選挙管理委員会が選出に関する管理を一切行う。選出の詳細は別途定める委員会規定による。
- 第13条 本会の会長の任期は2年とする。ただし、連続した再任は1期までとする。特例として、仙田満会長の3期目(平成20~22年度)の連続再任を認める。
- 第14条 本会の副会長、理事、監事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第15条 本会の役員の任期は満70歳に達する年度の3月末までとする。ただし70歳以後に初めて選出された役員の任期は1期のみとする。
- 第16条 理事会は互選により専務理事を選出し、これが理事会の実務を統括する。
- 第17条 本会に、理事会と総会の議を経て名誉会長をおくことができる。名誉会長は総会に出席することができる。ただし議決権を有しない。
- 第18条 本会に顧問をおくことができ、理事会の意見を聞き、会長が委嘱する。
- 第19条 顧問は本会の行事、事業に随時参加し、意見を述べるができる。ただし議決権を有しない。

## 第5章 総会および役員会

- 第20条 総会は本会の最高議決機関であり、毎年1回、会長がこれを召集し、議長を務める。
- 第21条 会長は理事会の意見をもとに、臨時に総会を召集できる。
- 第22条 会長は評議員の3分の2以上、または理事の3分の2以上の開催請求があった場合、速やかに臨時総会を開かなければならない。
- 第23条 総会の議決は、出席正会員(委任状提出者を含む)の過半数の賛成による。
- 第24条 理事会は本会の運営に関する重要案件を審議する。ただし決議は出席理事(委任状提出理事を含む)の3分の2以上の賛成による。
- 第25条 理事会は会長、副会長、理事から構成され、会長が年1回以上召集し、専務理事がその議長を務める。
- 第26条 会長は理事会、評議員会の議決をもとに、臨時に理事会を召集できる。
- 第27条 本会の支部には、互選によって選出された評議員を置き、本会の支部活動を統括する。定数は、理事会の決議にもとづき別途定める。
- 第28条 評議員会は評議員によって構成される。総会開催請求決議を除く評議員会の決議は、出席評議員(委任状提出評議員を含む)の過半数の賛成による。
- 第29条 理事会メンバーは評議員を兼任できる。
- 第30条 評議員会は総会、理事会に議題を提出することができ、また本会に関する活動について意見書を提出できる。



## 第6章 大会および委員会

- 第31条 大会は毎年1回開催し、会員の研究発表、活動報告、その他本会の目的の達成に必要な事業を行うものとし、会長がこれを召集する。
- 第32条 第4条にしめす事業遂行および会の運営のため、必要な委員会を設ける。委員会の組織および任務は別途定める。
- 第33条 会長は理事会の議を経て、特別委員会を設置できる。
- 第34条 第32条に定める委員会の委員長は理事（任務担当）を兼ねる。

## 第7章 会計

- 第35条 本会の経費は設立当初の賛助金、入会金、年会費、寄付金、本会が行う事業による収入その他の収入をもってあてる。
- 第36条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月末に終わる。
- 第37条 本会の資産は理事会の議を経て、会長が管理する。
- 第38条 監事は本会が行なった活動・業務に関する監査、および会計収支の監査を行い、理事会および総会に意見を沿えて監査結果を報告する。

## 第8章 事務局

- 第39条 1. 本会の事務局には事務局長をおく。また若干の事務職員をおくことができる。  
2. 事務局長は理事を兼務できる。また理事は事務局長を兼務できる。  
3. 事務局長および職員は理事会の議を経て、会長が任免する。  
4. 前各号のほか、事務局に関する事項は理事会で別に定める。

## 第9章 規約の変更

- 第40条 規約の変更は、理事会メンバーの4分の3以上の賛成決議をもとに、総会出席正会員の3分の2以上の承認を必要とする。ただし、理事会においては、欠席による委任状提出の理事は出席者として扱う。
- 第41条 雑則、細則、付則の変更は理事会メンバーの4分の3以上の賛成による。

\*\*\*\*\*

**雑則 - 1** 本会の英文名称は Association for Children's Environment とする。

**雑則 - 2** 本会の事務局は、法令に基づくものに加えて、本会の活動に関する一切の書類、帳簿の備え付けと保管をしなければならない。

### 細則 - 1 委員会の設置

本会に次の委員会を置く

1. 総務委員会
2. 学術・研究委員会
3. 学会誌編集委員会
4. 環境活動委員会
5. 企画・事業委員会
6. 国際委員会

### 細則 - 2 会員の種別

会員の資格を以下のように定める。

#### 1) 正会員

本会の目的および活動の趣旨に賛同し、本会が行なう研究、事業または実践活動に積極的に参加する個人。

#### 2) 学生会員

本会の目的および活動の趣旨に賛同し、本会が行なう研究、事業または実践活動に積極的に参加する学生（短大生、大学生、大学院生、または同等レベルと認められる学生）

- 4) 団体会員  
本会の目的および活動の趣旨に賛同し、本会が行なう研究、事業または実践活動に積極的に参加する非営利の団体（グループ、組織を含む）
- 3) 準会員  
こども環境に関心があり、本会の目的および活動の趣旨に賛同する個人。
- 5) 賛助会員  
本会の目的および活動の趣旨に賛同し、本会が行なう研究、事業または実践活動を積極的に支援し、賛助する個人または団体。
- 6) 名誉会員  
本会が行なう研究、事業または実践活動に多大な功績を有し、本会の発展に多大な貢献をしたと理事会で認められ、推薦された個人。
- 7) こども会員  
こどもの環境の問題に関心がある高校生以下のこども。
- 8) その他の会員  
本会の目的および活動の趣旨に賛同し、本会が行なう研究、事業または実践活動に参加する留学生、外国人、および理事会の承認を受けて一時的または臨時に会員登録したものの。

### 細則 3 入会金および会費

入会金および会員の会費は以下の通りとする。

入会金	1,000 円	
		但し、賛助会員、名誉会員およびこども会員は免除する。
年会費	正会員 6,000 円	
	学生会員 3,000 円	
	団体会員 6,000 円	
	準会員 3,000 円	
	賛助会員 30,000 円	
		但し、名誉会員およびこども会員は無料とする。

### 細則 4 選挙管理委員会規則

- 1) 選挙管理委員会（以下、本委員会）は、本会規則第 12 条に基づき役員選出のために設置される。
- 2) 本委員会は、役員任期終了前 3 ヶ月以内に設置される。
- 3) 本委員会の委員は理事会の発案を受けて、評議員から 10 名以内選出する。
- 4) 選挙管理委員会の委員長は委員の互選により選出する。
- 5) 選出方法の具体的詳細は委員会で決める
- 6) 新役員が選出されても、承認を得るまでは役員は前役員がその任に当たる。
- 7) 任期途中で役員の退任があった場合は、会長は、欠員扱いにするか臨時に選挙管理委員会を設置するかについて理事会に諮問する。
- 8) 選挙管理委員会は新役員の選出後、最も近い総会にて結果を報告し、総会出席正会員（委任状提出者を含む）の過半数の承認をうけなければならない。
- 9) 選挙管理委員会は、任務終了後速やかに解散する。

**（補則）**本学会設立に伴う特別措置として、設立前に特別選挙管理委員会を設置し、発起人会構成メンバーおよび設立準備のための委員会委員の中から互選により選出された委員長 1 名と委員 5 名以内により構成するものとし、設立準備事務局がその事務にあたる。新役員が選出され承認を受けた後は、特別選挙管理委員会は速やかに解散する。

**付則** この規約は平成 16 年 5 月 4 日から施行する。（第 1 回総会議決）  
ただし、議決以前は発起人会、委員会、準備事務局が、会務、事務にあたる。

## 4号議案

2009年度役員就任について

### 第6期役員選挙の結果報告（開票結果）

こども環境学会 会員 各位

この度、第6期役員選挙に際しまして、被選挙人（候補者）の立候補をお願いいたしましたところ、14名の立候補がありました。有権者数710名による投票（1月22日消印有効）の結果、有効投票数172票（有効投票率24.2%）で、当選者10名は、以下の通りでした。

2010年1月27日  
第6期役員選挙管理委員会委員長  
住田正樹

氏 名	所 属
井上 寿 （いのうえ ひさし）	環境デザイン研究所 主任研究員
神谷 明宏 （かみや あきひろ）	聖徳大学 准教授
木下 勇 （きのした いさみ）	千葉大学 教授
木村 歩美 （きむら あゆみ）	篠原学園専門学校 専任講師
定行 まり子（さだゆき まりこ）	日本女子大学 教授
仙田 満 （せんだ みつる）	放送大学 教授
高橋 勝 （たかはし まさる）	横浜国立大学 教授
谷本 都栄 （たにもと とえ）	日本スポーツ文化研究所 主任研究員
玉田 雅己 （たまだ まさみ）	会社員 NPO 代表
宮本 照嗣 （みやもと てるつく）	千葉ニュータウンセンター 職員

（50音順）

尚、本会細則 - 4 選挙管理委員会規則 8）により、選挙管理委員会は総会（2010年4月24日）にて結果を報告し、総会出席正会員（委任状提出者を含む）の過半数の承認を受けなければなりません。

選挙結果にもとづいて、第10回理事会(2010年3月27日)において、下記の役員案が提案されました。

**本会定款および細則により、  
下記の「2010年度役員」について、  
総会の承認をいただきたくお願いいたします。**

**【2010年度役員(案)】**

会 長：小澤 紀美子	(東海大学 教授)
副会長：織田 正昭	(東京大学大学院 教官)
副会長：汐見 稔幸	(白梅学園大学 学長・教授)
副会長：高橋 勝	(横浜国立大学 教授)
副会長：福岡 孝純	(帝京大学 教授)
理事長：仙田 満	(放送大学 教授)
専務理事：中山 豊	(こども環境学会 事務局長)
理 事：井上 寿	(環境デザイン研究所 研究主任)
理 事：神谷 明宏	(聖徳大学 准教授)
理 事：岸 裕司	(学校と地域の融合教育研究会 副会長)
理 事：木下 勇	(千葉大学大学院 教授)
理 事：木村 歩美	(篠原学園専門学校 専任講師)
理 事：黒岩 佐和子	(児童福祉施設 職員)
理 事：定行 まり子	(日本女子大学 教授)
理 事：千代 章一郎	(広島大学 准教授)
理 事：谷本 都栄	(日本スポーツ文化研究所 主任研究員)
理 事：玉田 雅己	(会社員 NPO 代表)
理 事：松本 直司	(名古屋工業大学大学院 教授)
理 事：宮本 照嗣	(千葉ニュータウンセンター)
理 事：矢田 努	(愛知産業大学大学院 教授)

以上 20名、役職および50音順

監事：桑原 淳司 (日本大学 教授)

監事：住田 正樹 (放送大学 教授)

以上 2名、50音順

退任理事 評議員就任

評議員：井上 美智子 (大阪大谷大学 教授)

評議員：中津 秀之 (関東学院大学 准教授)

以上 2名、50音順

## 『評議員』についてご報告

下表の通り、本会会員のうち、以下の 23 名が昨年度からの評議員です。  
(任期は、2009 年度より 2012 年度までの 4 年間)

姓	名	勤務先	勤務先部署	役職
天野	秀昭	大正大学		
飯島	純夫	山梨大学	大学院医学工学総合研究部	教授
石井	賢俊	ニドインダストリアルデザイン研究所		所長
荻須	隆雄	玉川大学	教育学部	教授
大日向	雅美	恵泉女学園大学		教授
及部	克人	武蔵野美術大学	視覚伝達デザイン学科	教授
笠間	浩幸	同志社女子大学	現代社会学部現代こども学科	教授
梶木	典子	神戸女子大学	家政学部	准教授
塩川	壽平	大中里保育園		園長
島田	隆道	愛知医療学院短期大学	リハビリテーション学科	教授
清水	將之	関西国際大学		教授
高木	真人	京都工芸繊維大学	造形工学部門	助教
高橋	鷹志	早稲田大学	人間科学部	特任教授
高山	英男	子ども調査研究所		所長
竹下	達也	和歌山県立医科大学		教授
辻	吉隆	民間企業		顧問
寺本	潔	玉川大学	教育学部教育学科	教授
夏秋	英房	國學院大學	人間開発学部設置室	准教授
根ヶ山	光一	早稲田大学	人間科学学術院	教授
早末	恵理	こどもの本WAVE		
三田井	精子	社会福祉法人ポプラ会 巨の原保育園		
宮武	大和	札幌トモ工学園 札幌トモ工幼稚園		教諭
宮本	文人	東京工業大学	教育環境創造研究センター	教授

(50 音順)

### 【評議員に関する規約】

学会規約第 10 条(役員)に従い、当学会に評議員を置く。

- 1) 評議員は学会正会員の中から、理事の推薦を得て理事会で決定する。
- 2) 評議員の任期は 4 年とする。ただし再任は妨げない。なお年齢制限は特に設けない。
- 3) 評議員数は地域、分野などを考慮して概ね 50 名以内とする。
- 4) 評議員は理事を兼務できない。
- 5) 評議員は代表幹事を選出し評議員会を開催できる。
- 6) 評議員会に、理事も出席できる。

評議員は以下の任を負う。

- 1) こども環境学会の地域会員の意見を取りまとめ、理事会との連絡調整を図る。
- 2) 理事を通して、理事会に議題、議案を提出できる。
- 3) 理事会に出席し、理事会の求めに応じて意見を述べる事が出来る。ただし、理事会では議決権は有しない。
- 4) 学会大会開催に当たり実行委員会、理事会に協力する。

## 2010年度事業計画(案)

### 1. 2011年度大会予定

2011年度大会は、2011年4月22日(金)~24日(日)に、関東での開催を計画します。

### 2. こども環境学セミナーの開催

こども環境学の確立を目指す、こども環境学セミナーを引き続き開催します。

### 3. シンポジウム、フォーラム、講演会など

その他こども環境に関わるシンポジウムや講演会を開催いたします。

### 4. こども環境アドバイザー資格認定制度

昨年度に引き続きこども環境に係わる、専門家の研修および認定等の事業を実施します。  
2011年3月4日(金)~6日(日) 東京大学(本郷)医学図書館大会議室にて開催予定。

### 5. こども環境学会賞

第6回こども環境学会賞を公募し、公開審査会などを経て、すぐれた論文・著作、デザイン、活動などを顕彰します。

### 6. 他の団体との連携活動

昨年度に引き続き、関連団体との共催、協賛、後援事業を実施します。

### 7. 委員会活動

下記の6つの委員会活動を中心に学会の事業活動を展開します。

総務委員会、学術・研究委員会、学会誌編集委員会

環境活動委員会、企画事業委員会、国際委員会

### 8. 研究会等活動

昨年度開催した研究会等を引き続き開催します。そのほか、会員よりの登録申請を受け付けます。以下は、すでに申請済みの研究会等です。

こども住環境研究会(代表:織田正昭) こみち研(こどもとコミュニティのための道研究会)  
(代表:木下勇) 提出済、園庭・幼児教育等施設研究会(代表:木村歩美) 子どもの遊び場の  
リスク研究会(代表:大坪龍太) 障害児の自然とのふれあいの機会に関する日英調査研究(代  
表:仙田考) 遊具環境研究会(代表:桑原淳司) 青年会(代表:木村歩美) 東海こども環境  
研究会(代表:松本直司) こども環境研究会関西(代表:清水将之) こどものための小学校の  
使われ方研究会(代表:定行まり子) 先生のための学校環境研究会(代表:中山豊) こども芸  
術活動研究会(代表:笠原広一)

### 9. 学会誌等の発行

学会誌・論文集:年3回発行

メールマガジン:随時

その他のお知らせ:随時、郵便およびメール、ファックス等でお知らせします。

# 6号議案

## 2010年度 ども環境学会 予算案

自 2010年4月1日 至 2011年3月31日

### 一般会計

部門	項目	2008年度決算	2009年度予算	2009年度決算	2010年度予算案		
一般会計 収入	会費(入会金含む)	正会員	4,050,000		3,618,000		
		準会員	106,000		86,500		
		学生会員	352,000		257,000		
		賛助会員	1,560,000		1,353,000		
		団体会員	164,000		194,000		
		その他	22,000	6,254,000	0	5,508,500	6,500,000
	参加費	アドバイザー講習会	630,000		570,000		
		その他	322,175	952,175	252,000	822,000	800,000
	賛助金	学会誌賛助金		117,600	100,000	105,000	100,000
	協賛金	学会誌広告収入	1,830,000	1,500,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
	その他	預金利息等		90,340	0	91,692	0
	一般会計 収入合計		9,244,115	8,800,000	7,727,192	8,600,000	

### 支出の部

部門	項目	2008年度決算	2009年度予算	2009年度決算	2010年度予算案		
一般会計 支出	人件費	給与	2,389,358		3,109,280		
		雑給	26,068	2,415,426	19,639	3,128,919	2,800,000
	会議室費	会場費等	314,865		22,050		
		セミナー費用等	9,450	324,315	161,205	183,255	200,000
		理事会	484,225		742,170		
	交通費・宿泊料	事務局	494,140		184,594		
		講師	79,560		65,480		
		その他	20,000	1,077,925	493,330	1,485,574	1,100,000
		荷造運賃	603,011		615,034		
	通信費	電話代・サー代等	156,021	759,032	600,000	792,703	700,000
	印刷費	学会誌印刷代等		2,277,444	2,200,000	2,644,800	2,200,000
	物品	事務用品等		850,328	400,000	270,264	300,000
	外部委託費	経理等手数料		378,000	900,000	378,000	900,000
	その他	広告費	108,000		220,500		
		北機・PC修理代	15,750		23,205		
		書籍代	2,300		22,788		
		講師謝礼	210,111		249,988		
		交際費・謝礼金	21,000		9,000		
		その他雑費	69,221	426,382	500,000	585,143	400,000
一般会計 支出合計		8,508,852	8,800,000	9,468,658	8,600,000		

### 大会特別会計

部門	項目	2008年度決算	2009年度予算	2009年度決算	2010年度予算案	
大会特別会計 収入	大会参加費	広島大会	1,088,500	1,470,000	1,517,000	944,000
	協賛	大会プログラム広告	2,980,000	2,700,000	1,700,000	3,000,000
	賛助金		374,500	1,457,113	361,000	0
	その他		566,300	0	3,561,930	1,406,000
	特別会計 収入合計		5,009,300	5,627,113	7,139,930	5,350,000

### 支出の部

部門	項目	2008年度決算	2009年度予算	2009年度決算	2010年度予算案		
大会特別会計 支出	会場費	使用料	241,815	0	408,280	0	
	講師謝金	謝礼金・交通費	329,770	1,340,000	616,812	559,000	
	事務局準備費	実行委員会業務費	511,608		102,111		
		事務局準備業務費	262,419		87,810		
		アルバイト他	84,905		175,500		
		学会賞権等	29,600		57,993		
		その他	33,269	921,801	292,613	468,424	1,155,000
	通信費	荷造運賃等	282,486		250,086		
	その他通信費	78,540	361,026	0	250,086	0	
	印刷費	案内状・広報等	310,975		907,911		
	大会プログラム	1,033,630	1,344,605	1,283,000	1,057,245	1,965,156	1,631,000
	イベント等事業費	シンポジウム等	538,997	383,500	464,417	203,000	
	レンタル備品等	映像音響機材	147,338	0	73,500	0	
	運営関連費	備品消耗品等	325,202		84,522		
		通訳等	0		1,578,800		
		懇親会費	336,410		574,383		
		ボランティア食事等	72,871	734,483	2,248,000	330,904	2,568,609
その他	保険料等	102,500	80,000	69,710	127,000		
特別会計 支出合計		4,722,335	5,627,113	6,884,994	5,350,000		

### 一般会計+大会特別会計

部門	項目	2008年度決算	2009年度予算	2009年度決算	2010年度予算案
一般会計	一般会計 収入合計	9,244,115	8,800,000	7,727,192	8,600,000
	一般会計 支出合計	8,508,852	8,800,000	9,468,658	8,600,000
	今期収支	735,263	0	-1,741,466	0
	前期繰越金	3,447,283	4,634,207	4,182,546	4,634,207
	次期繰越金	4,182,546	4,634,207	2,441,080	4,634,207

部門	項目	2008年度決算	2009年度予算	2009年度決算	2010年度予算案
大会特別会計	特別会計 収入合計	5,009,300	5,627,113	7,139,930	5,350,000
	特別会計 支出合計	4,722,335	5,627,113	6,884,994	5,350,000
	今期収支	286,965	0	254,936	0
	前期繰越金	164,696	0	451,661	0
	次期繰越金	451,661	0	706,597	0

次期繰越金合計	4,634,207	4,634,207	3,147,677	4,634,207
---------	-----------	-----------	-----------	-----------